

決議案第1号

赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

標記の決議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年5月1日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 染 谷 和 博

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 根 岸 裕美子

〃 〃 関 川 翔

〃 〃 金 澤 克 仁

〔提案理由〕

市議会本会議中にスマートフォンでゲームを行っていた赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告するものです。

赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

赤羽直一議員は、令和8年3月19日の取手市議会定例会本会議において、議案の表決という議員にとって最も重要かつ最大限の注意を払わなければならない場面にもかかわらず、私物のスマートフォンでゲームに興じていた。

このことは、地方自治法をはじめとする法令に反しているだけでなく、市民から負託を受けた職責を誠実に果たさなければならない市議会議員としてあるまじき行為であり、市民の負託と信頼を大きく裏切るものである。また、長年にわたり築き上げられた取手市議会の信頼と名誉を著しく汚す行為でもあり、その責任は誠に重大である。

よって、取手市議会は赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会